様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和元年　6月　　日

愛 知 県 知 事　殿

提出者
住　所　愛知県刈谷市一ツ木町竹下５０番地の1
氏　名　愛知技研株式会社
取締役社長　佐々木　庸臣
電話番号　0566-23-2731

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の２第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事　業　場　の　名　称	愛知技研株式会社
事 業 場 の 所 在 地	愛知県刈谷市一ツ木町竹下５０番地の１
計　　画　　期　　間	平成３１年４月１日～令和２年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事　業　の　種　類	２４　金属製品製造業
②事　業　の　規　模	製造出荷額　１７９億円
③従　業　員　数	２００名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本工業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

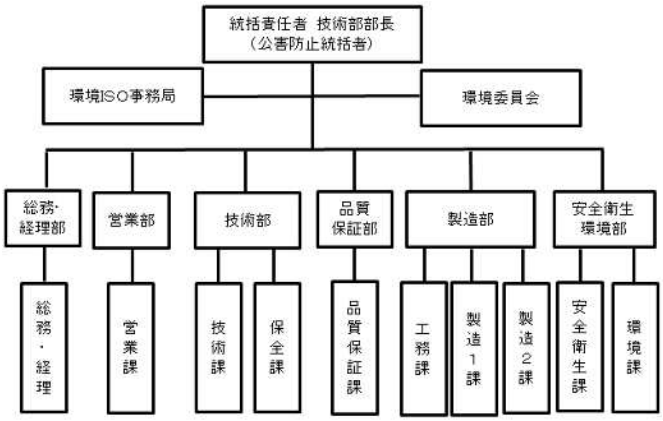

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成　30　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	排　　出　　量	480 t	273 t
	（これまでに実施した取組） ・アルカリ・・・化学研磨前処理工程の導入によるアルカリ脱脂工程の長寿命化 ・廃酸（硝酸）・・・適正濃度を見直し、長寿命化 ・全体・・・生産工程の加工不良品の発生低減活動で廃液発生の削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	排　　出　　量	461 t	262 t
	（今後実施する予定の取組） ・全体・・・新ラインの設置により、アルカリ液、硝酸の寿命延長化を目標とする。寿命延長により、廃液の低減を効果とする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（平成　30　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

―</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

―</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="2">【前年度（平成　30　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

―</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

―</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（平成　30　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
―</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
―</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">①現状</td><td colspan="2">【前年度（平成　30　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>480 t</td><td>273 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>480 t</td><td>273 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>432 t</td><td>251 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・腐食性アルカリ・・・中和後、セメント焼成剤または水分含有燃料として再利用する業者へ委託</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>461 t</td><td>262 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">優良認定処理業者への処理委託量</td><td>461 t</td><td>262 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">再生利用業者への処理委託量</td><td>415 t</td><td>241 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・腐食性アルカリ・・・中和後、セメント焼成剤または水分含有燃料として再利用する業者へ委託を継続</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（平成　30　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

―</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

④項の別紙 （特別管理）産業廃棄物の一連の処理の工程

2019年 6月25日

作成 愛知技研株式会社 安全衛生環境部

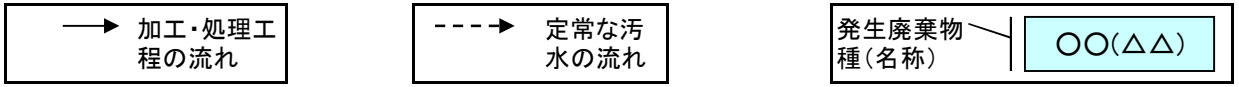

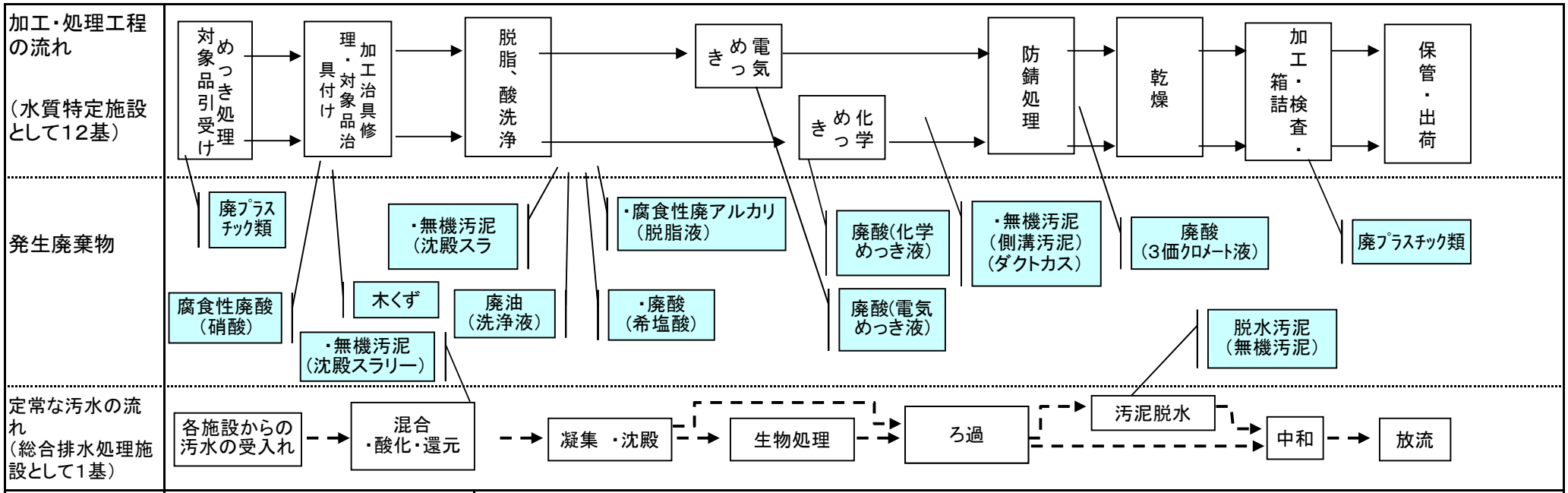

	廃棄物の種類（名称）	排出の抑制、分別、再生利用、中間処理、埋立て処分に関する事項
廃棄物の削減に関する事項	脱水汚泥（廃水処理汚泥）	・プレス脱水装置の脱水率を向上させる管理項目を重点、強化。 また処理用投与薬剤の最適化で汚泥量の低減管理を強化中。
	汚泥（側溝汚泥）（ダクトカス）	・薬液槽の液面の管理で溢れの防止、処理物からの飛散防止カバー等の設置で発生の抑制。
	廃プラスチック類（梱包材）（ろ過材）	・受託先へ回収の申し入れ ・再生利用可能にする分別の手順化。使用済プラケースハ有価売却実施中
	廃酸(希塩酸)	・各全施設で発生した希塩酸は、排水処理施設にて全量中和、凝集剤として連続利用し排出しない。
	廃酸(化学めっき液)	・加工処理による消費薬剤の使用条件を、連続監視し、薬剤の余剰投与の防止。
	廃酸(電気めっき液)	・外気温による吸湿で液量の自然増加を、管理温度を上げ吸湿抑制で発生抑制。
	腐食性廃酸（硝酸）	・めっきライン間で必要濃度の水準に見合った再使用を実施し、排出を削減。
	腐食性廃アルカリ（脱脂液）	・被めっき物を脱脂する液中油分を、液と分離回収を連続実施し、脱脂力の低下を抑制し、排出を低減。また油分の再生燃料での有価排出を推進。
	廃酸(3価クロメート液)	・発生したクロメート液は、排水処理施設にて全量クロム汚水に連続滴下し、中和、凝集、生物処理し排出しない。
	廃油（洗浄液）	・受託品に付着している油量の低減を受託先に申し入れ。また全量を有価化排出する計画。
	無機汚泥(沈殿スラリー)	・処理槽、一次滞留槽での沈殿反応を抑制する管理。
	木くず（梱包材、廃作業備品）	・資材購入時の梱包材は仕入元へ返却を基本。生産工程での備品材は鉄材を優先して使用する啓蒙。